

## 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の中期目標終了時における

## 業務・組織全般の見直しについて

令和5年9月

経済産業省

**I. 基本的な考え方**

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）は、INPIT法の規定に則り、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的としている。

経済産業省特許庁は、INPITと共に、知的財産を創造し、保護し、活用する循環を示す「知的創造サイクル」の概念に加え、そこから生まれる知的財産を基に、国民が互いに、また、社会に対して好影響を及ぼし、自律的に新たな関係が構築され、新たな「知」が育まれ、新たな価値が生み出される、いわば知的財産の生態系（知財エコシステム）を官民一体となって協創することで、イノベーションを促進する社会の実現を目指しているところであるが、近年、中小企業、スタートアップ、大学等が保有する優れた技術やアイデアを戦略的に活用し、より一層利益を増大させるチャンスが拡大している状況にある一方で、資力、人的リソース、情報、ノウハウ等が不足しているが故に、知的財産を企業経営のキーエレメントに据える“知的財産経営”を実践するまでには至っていない主体が多数存在している。例えば、令和4年11月に決定した「スタートアップ育成5か年計画」においては、スタートアップの起業加速と、既存大企業によるオープンイノベーションの推進を通じて、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出することが掲げられ、また、令和5年6月に公表された「知的財産推進計画2023」においても、多様なプレイヤーが知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会の実現に向けた提言が行われているが、知的財産活動が十分に行われていない中小企業等への知的財産活用支援を強化し、中小企業等が活性化・発展していく環境整備の必要性が示されており、これら中小企業、スタートアップ、大学等への支援の機運が高まっているところ、“知的財産経営支援の中核機関”としてのINPITによる貢献が、より一層期待されている状況にある。

**II. 業務・組織全般の見直しの方向性**

## 1. 業務の見直しの方向性

第5期中期目標期間において、様々な支援機関と知的財産経営支援に関する連携関係を構築することができたが<sup>1</sup>、現時点において相互が有機的に繋がるまでには至っていない状況にあるため、他機関との連携を一層深化させ、支援のエコシステムを確立することが重要である。支援エコシステムの射程は国内における知的財産経営支援に留まらず、連携パートナーのリソースも最大限に活用し、我が国産業界の海外展開や海外における

<sup>1</sup> 第5期中期目標期間中にINPITが結んだ連携協定等

- ・令和4年2月：日本商工会議所及び公益財団法人全国中小企業振興機関協会と連携協定締結
- ・令和4年3月：独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）と連携協定を締結
- ・令和4年11月：技術シーズを生かして事業化等に取り組むスタートアップを支援することを主な目的とするスタートアップ支援機関連携協定（通称「Plus」）に参加
- ・令和5年3月：特許庁、INPIT、日本弁理士会と、日本商工会議所の4者により「知財経営支援ネットワーク」の構築を宣言

知的財産侵害対策にかかる支援も強化する。また、多様なユーザー（中小企業、スタートアップ、大学等）それぞれの経営課題に“ユーザー目線”で寄り添いながら各種支援施策を多様化・充実化していくことが重要であり、アウトカム志向で各事業の精査及び目標変更を行う。

経済産業省特許庁と INPIT は、令和3年12月に公表した「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン<sup>2</sup>」及び「大学の知財活用アクションプラン<sup>3</sup>」によりなすべきことを明確化し、令和5年3月に日本弁理士会及び日本商工会議所と共同で「知財経営支援ネットワーク」の構築宣言を行い、コアとなるパートナーのニーズを確認してきた。そして、令和5年5月に、先の2つのアクションプランを統合した「知財活用アクションプラン<sup>4</sup>」を策定したが、当該アクションプランで示した以下の3つのポイントを、第6期中期目標期間において INPIT が目指すべき主要機能として位置づける。

### ①地域のニーズに即したきめ細かいワンストップ知財経営支援サービスの実現

地域ニーズに即した地域ブロックごとの知財経営支援体制の構築や全国一律での高品質な知財経営支援サービスの提供（知財経営支援ネットワークの構築）

### ②大学シーズをはじめとする研究開発成果の社会実装までを実現する知財戦略の浸透

地域の中小企業、スタートアップ、大学を施策の対象として一体的に捉えて、研究開発から社会実装までを切れ目無く支援する体制構築

### ③経営戦略と知財戦略の一体化

知財を経営に活用する重要性に関する「気づき」の促進や中小企業等に対する経営支援への知財支援の組み込み

また、INPIT により行われている審査周辺情報の整備、提供及び特許庁の職員等に対する研修は、「世界最速・最高品質」の審査という特許庁の最重要政策の実現を独立行政法人として支援するもの。我が国出願人の権利取得の予見可能性を高めるためにも、特許行政の着実な実施に引き続き貢献する。

## 2. 組織の見直しの方向性

既存の各種支援インフラの一層の充実を図り、知的財産経営支援の中核機関としての役割を果たすためには、多様な人的リソースが求められる。INPIT の職員構成は、経済産業省特許庁からの出向職員が多数を占める状況にあるが、新規・中途採用を問わず、INPIT の屋台骨を支えるプロパー職員の確保・強化を一層進める。

また、INPIT は「情報提供」、「知的財産の権利取得・戦略的活用支援」、「人材育成」という3つの大きな柱をベースに組織体制が構築されているが、柱単位での縦割り体制において、知的財産経営支援のための各種ツールの連携が不十分である現状を踏まえ、組織横断的なユニットの設置も含め、組織体制の整備に取り組む。

業務運営の効率化という観点では、情報システムの適切な整備及び管理を、投資対効果を精査したうえで行う。特に、デジタルを活用した利便性の高い IT サービスの実現、政策的エビデンス情報の収集及び組織内業務の効率化を加速させる。

財政内容の改善という観点では、管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析や契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進する。また、受講料を徴収している民間等の人材を対象とする研修については、研修の内容・効果等を勘案して適正な受講料を徴収すべく受講料の見直し等を含めた検討を行う。

<sup>2</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211227002/20211227002.html>

<sup>3</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/daigaku\\_chizaikatsuyou\\_actionplan.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/daigaku_chizaikatsuyou_actionplan.html)

<sup>4</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230524002/20230524002.html>